

第5章

実現性の高い計画とするために



第5章 実現性の高い計画とするために

1 進行管理の考え方

緑の基本計画を実現性の高い計画とするために、進行管理にあたっては、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・公表（PUBLICATION）・市民意見の把握（LEARN）・改善（ACTION）の6つの視点を適切に運用します。

その上で、次の点について強化・改善を図り、進行管理の実効性を高めます。

- 市民意見の把握（LEARN）の強化
- 改善（ACTION）における見直し事項の具体化

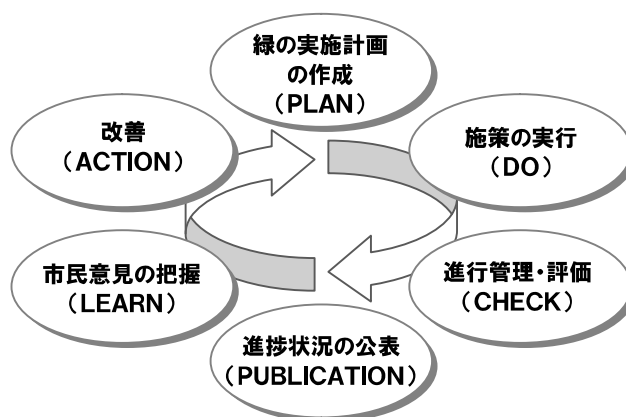


図5-1 6つの視点（PDCLPA）に基づく進行管理のイメージ

2 実施状況の評価と公表の仕組み

①緑の実施計画の作成（PLAN）

緑の基本計画の実効性を高めるため、緑の条例第9条第1項の規定による「緑の実施計画」を定めます。

また、緑の基本計画に示された「緑の目標」は、「緑の実施計画」により川崎市総合計画との整合を図り、必要な施策について3箇年又は4箇年ごとの事業実施の管理を行います。

②施策の実行（DO）

緑の実施計画による3箇年又は4箇年の事業スケジュールに基づき、緑の目標を支える事業を推進します。

③進行管理・評価（CHECK）

計画の進行にあたっては、緑の条例第9条第2項の規定により、毎年、施策の実施状況を環境審議会に報告するとともに、事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。

④進捗状況の公表（PUBLICATION）

施策の推進に関する評価は、インターネットの「川崎市ホームページ」や、「環境情報」（月刊情報誌）などの媒体を活用し、広く市民、民間企業に周知します。

⑤市民意見の把握（LEARN）

協働を基本として策定した緑の基本計画は、その実施状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。

そのため、ワークショップ、インターネットによる意見募集、かわさき市民アンケート等、さまざまな機会を設けて施策の実施状況に対する市民意見の把握に努めます。

⑥リーディング事業、施策の見直し（ACTION）

環境審議会による意見を参考として、実施計画の計画期間最終年度に効果を点検し、必要に応じてリーディング事業、施策の見直しを実施します。

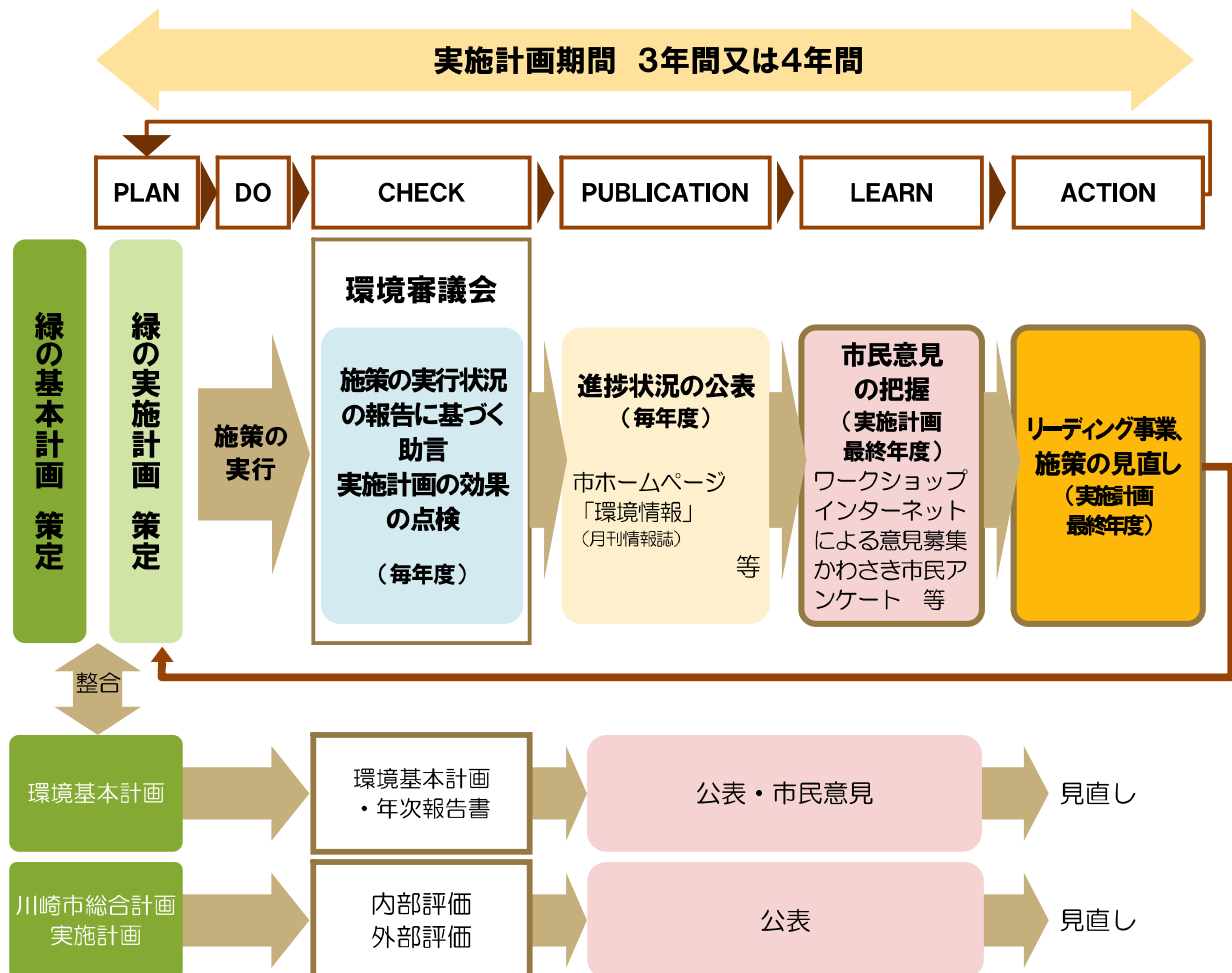


図 5-2 施策の実施状況の評価と公表の仕組み

參考資料



参考資料

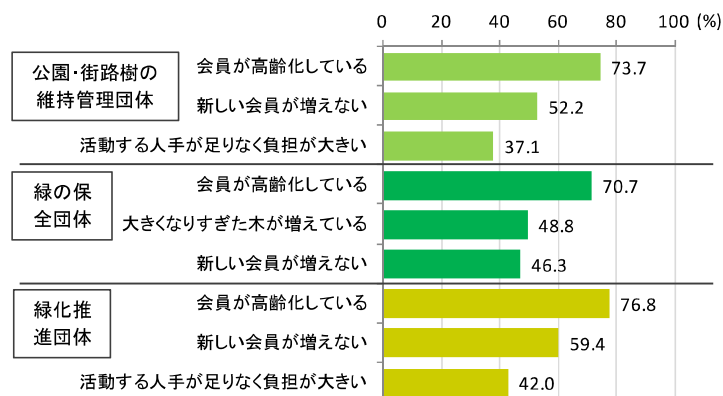
1 市民意見

平成20（2008）年3月改定の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、さまざまな取組を展開してきました。環境審議会においてはこの点を重視し、これまでの施策展開への市民評価や、今後進めていく必要がある取組などについて、次のとおり市民意見の把握を行った上で、計画改定の審議に活用しました。

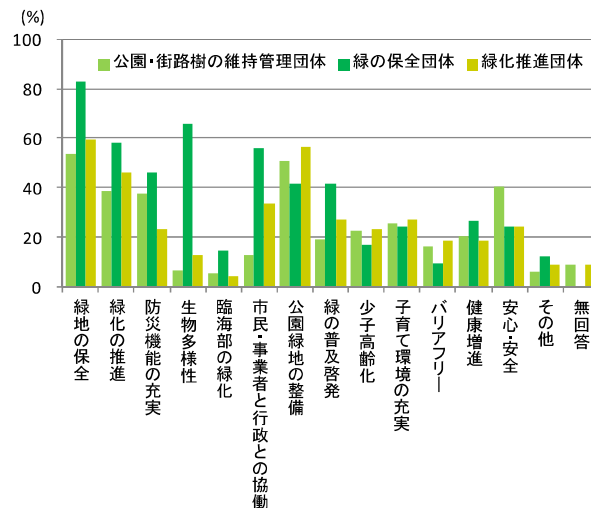
①活動団体へのアンケート調査

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27（2015）年2月に実施したアンケート調査から、主に次の事項が把握されました。

- 活動することで「活動を通じて人の輪が広がったこと」を良かったと感じる割合が各団体に共通して高い
- 活動を行っていることで最も困っていることは、会員の高齢化、新しい会員が増えないこと、人手が足りないことである
- 緑行政に必要な視点は、各団体とも「緑地の保全」を選んだ割合が最も高い



図参-1 活動を行っている中で最も課題であると思うもの（上位回答）

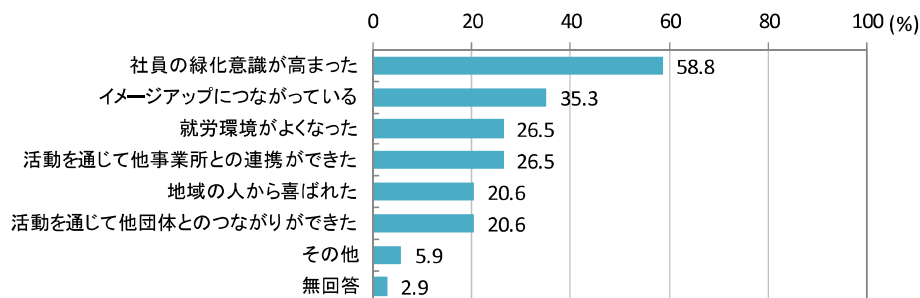


図参-2 今後の本市の緑行政に必要な視点

②事業所アンケート

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27(2015)年2月に実施したアンケート調査から、主に次の事項が把握されました。

- 緑化活動は社員の緑化意識向上に貢献
- 課題は、緑化する場所がないこと、維持管理費（人員）の負担
- 今後の緑行政に必要な視点は「緑地の保全」



図参-3 活動を通じて得られた成果

③市民意見募集（その1）

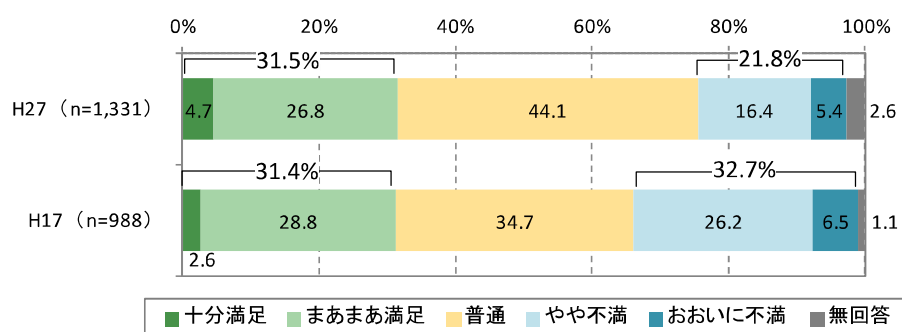
これまでの評価できる取組や今後の緑行政に必要な視点など、計画改定の基礎となる市民意見を収集することを目的として平成27(2015)年4月に実施したアンケート調査から、主に次の事項が把握されました。

- 現行の緑の基本計画における施策について、主に、「協働の取組、公園緑地の整備、緑地保全など」が評価できる
- 緑に関する取組について、「地域の緑化活動、自宅の緑化など」に参加できる
- 今後の緑行政に必要な視点は主に、「防災機能の充実、生物多様性、子育て環境の充実など」

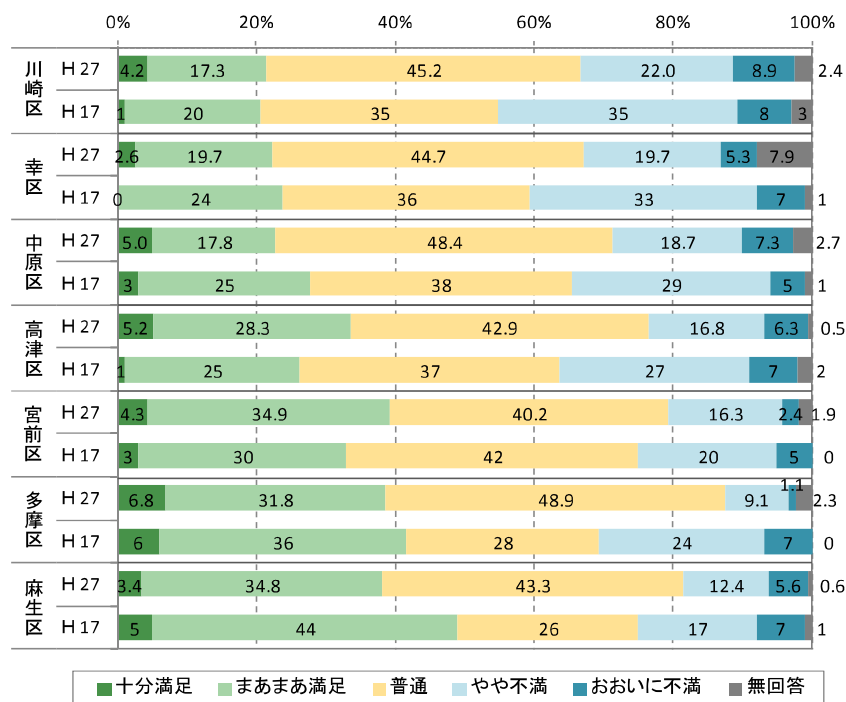
④かわさき市民アンケート

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、平成27（2015）年7～8月にかわさき市民アンケートを実施しました。平成17（2005）年11～12月に実施した川崎市民意識実態調査との比較から、緑に対する市民の意識は、次のように変化しています。

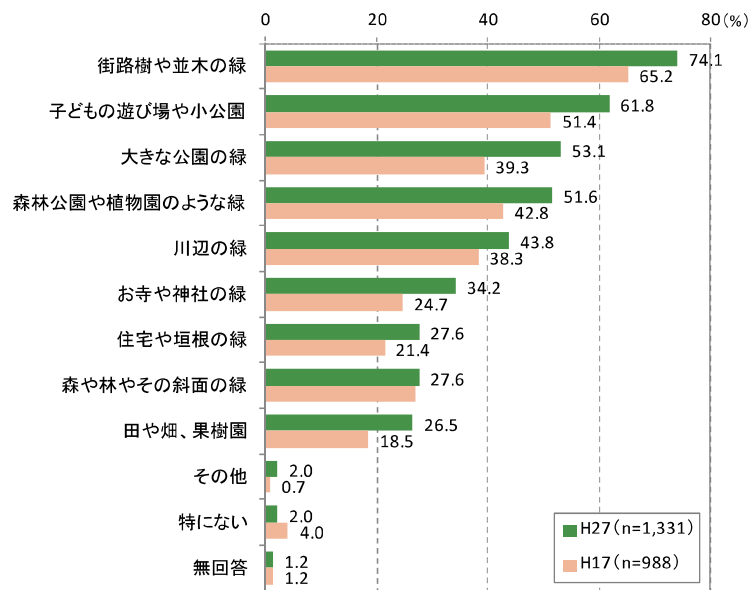
- 市域全体の緑に満足している割合（十分満足とまあまあ満足の合計）は変わらないが、不満（やや不満とおおいに不満の合計）が減少
- 市域における公園緑地の偏在などを背景に、南部地域などにおいて満足度が依然として低い
- 保全を希望する場所として、街路樹や並木の緑に加え公園、お寺や神社の緑等、生活空間に身近な緑の保全を希望する市民が増加



図参-4 市域全体の緑についての満足度



図参-5 市域全体の緑についての満足度（区別）



図参-6 保全を希望する緑の場所

⑤かわさきのみどりづくりワークショップ

市の将来の緑について市民と考えることを目的に、平成27（2015）年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただきました。

主な意見は次のとおりです。

《各会場に共通して多かった意見》

- 市南部では緑の創出、市北部では残された緑の保全が必要
- 公園や街路樹の維持管理、里山の保全再生に取り組む団体への若い人の参加促進が必要
- 機材の貸出、経費の補助や広報等、行政による緑に関わる活動の支援が必要
- 子どもたちが緑とふれあう機会を作り、緑の大切さを伝えていくことが必要

《各会場の特徴的な意見》

- （エポックなかはら）
 - ICT企業の参画
 - まち記者づくり
- （麻生区役所）
 - できる人ができるときに参加できる活動
 - 地域の人（子ども）が参加しやすいイベント開催
- （産業振興会館）
 - 学校、企業への積極的な営業
 - 南北での緑の交換留学
 - ミツバチを増やす緑化
- （宮前市民館）
 - SNS（Twitter、LINEなど）での情報発信
 - 公園を活用した収益事業の展開

⑥子育て世代ヒアリング

子育て世代の緑の活動への参加意向や公園の利用実態等について意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月に実施した子育て世代へのヒアリング調査から、主に次の事項が把握されました。

子育て世代の 参加促進	・公園に行きたいと思わせるような広報の表現を望む。 ・きっかけが欲しい（町内会などから声かけなど）。 ・子どもが自然と集る場所には行きやすい。 ・親子両方が楽しめるプランが重要。 ・子どものうちからボランティア精神を植えつける。
公園利用	・年齢によって遊ぶ場所・遊具を分けると安心。 ・禁止看板で公園が使いづらい。 ・どの程度のボール遊びが禁止なのか不明。 ・保育園の園児が公園を占拠してしまう。
公園施設・維持管理	・遊具のメンテナンスが重要。 ・ボール遊びができる環境づくりが必要。 ・木の量のバランス。囲われていて不安に感じる反面、日差しをさえぎる面も重要。

⑦市民意見募集（その2）

本市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年10月、11月にインターネット等による意見募集、活動団体等との意見交換会を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

ア．インターネット等による意見募集

協働の取組	・小中学校での教育でボトムアップしていく仕組みが必要。
緑の保全	・先祖伝来の緑地の保全を強化。
農地の保全	・間伐材が燃料に使えれば、山の維持管理が有意義になる。 ・緑地保全の優位性を地主に理解してもらう。 ・渋川などを”みどり”として強調する。
公園整備	・都市部（市街地）の公園、防災公園、緑の創生の視点が重要。 ・公園コンセプトの多様化（スポーツや庭園に特化したものなど）。 ・人口集中地区に公園を優先的に整備する。
緑化推進	・地域緑化推進地区は住民意識向上のため、引き続き推進すべき。 ・街路樹の整備が重要。 ・花壇の整備が重要。 ・緑化協議の対象規模を500㎡程に下げ、屋上緑化を推進する。
公園利用	・公園利用のルール作りは粘り強く行う。

イ．活動団体等との意見交換会

協働の取組	・ボランティア育成講座を積極的に開催する。 ・教育の一環として緑に関心を持ってもらう。 ・小中学生、高校生の課外活動で公園清掃、緑地保全を取り上げる。
-------	---

	・ボランティアばかりに頼らない取組が必要。 ・世代間の意識に差がある。
公園整備	・帰宅困難者の対応拠点としての公園整備が必要。
緑化推進	・家の庭木・花など、子どもたちの目に触れる緑が重要。 ・冷気を緑で生み出すことが必要。

⑧市民意見募集（その３）

部会における審議の中間段階にあたる平成２８（２０１６）年１月から４月にかけて、計画改定に関する骨子と方向性を市民に公表し、インターネットや市民意見交換会等を通じた意見募集を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

協働の 取組	・もっと市民との協働を強調すべき。 ・子どもと一緒に気軽に参加できるような活動イベントがあるとよい。川崎市民全てが緑のパートナーとなるのが理想だと思う。 ・里山ボランティア講座参加者の半数は経験者だった。初心者への参加を促す工夫が必要。 ・かわさきみどりのレンジャーの人員増加と活用を進めるべき。 ・子どもたちに自然と関わる場と機会を確保することが、非常に重要。学校教育での里山保全体験や農作業体験、自然豊かなプレイパークの設置、南部と北部との交流機会の創出なども盛り込んでほしい。
緑の保全 農地の保全	・協働、コミュニティ、活用が重視され、緑地保全が弱まったように見える。緑地の減少を止めるため、緑地そのものの保全に力を入れてほしい。 ・緑地の減少が続いている。あらゆる制度を活用して残された緑地を保全すべき。 ・特別緑地保全地区の数に対して、保全管理団体の数が少ない。団体の育成に向けた具体策が必要。 ・緑地保全協定の段階でも地権者にとって財政的メリットが得られるようにしてほしい。 ・農の３大拠点以外の市街化調整区域の緑地保全にもっと力を入れてほしい。 ・都市農業も緑とみなし、振興策を進めるべき。 ・多摩川のマネジメント会議で、流域全体のつながりを作ってほしい。
公園整備	・維持管理費の大きな箱物的施設を作るより、小規模でも木登りや虫取りなどのできる森を再生してほしい。 ・等々力緑地公園に施設建設が進み、緑が減少している。市民が憩うことができる緑地を増やすとともに、災害時に避難場所となる施設を整備してほしい。
緑化推進	・市民が川崎市の緑に興味を持つためには、緑より美しい花が必要。稲田堤の桜並木の復活、二ヶ領用水のしだれ桜の植え替えを進めてほしい。

緑の活用	・里山としての利用が活性化すれば、炭焼きや、樹木や竹材を使った工芸品なども復活でき、海外からの旅行者の生活体験にもつながる。緑地と共に暮らす里山がそこにあることが重要。 ・公園の利用ルールも大切だが、コミュニティをどう再生していくかが重要である。 ・地域のことは地域で考え、身近な公園等を活用することにより地域が活性化すればよいと思う。
------	--

⑨改定作業の経過報告会及び市民意見募集

部会における審議経過を市民に報告するため、平成28（2016）年11月に「『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会」を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

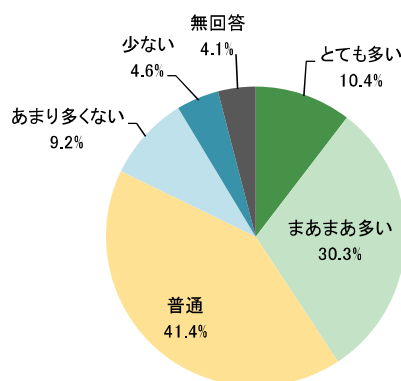
計画の構成に関すること	・生物多様性に寄与するなど、緑の機能について触れてほしい。 ・緑は環境政策である。 ・市民目線、市民が望む緑施策を知ることが必要である。 ・防災に関係する内容を重視する。 ・計画を推進し、全国のモデルとなってほしい。 ・計画の中心、具体的な内容がわかりにくい。
主な成果と課題に関すること	・これまでの施策の具体的な成果と課題、それに基づく具体的な方向性がわからない。 ・地域別、年度別の達成実績の推移をわかりやすく示してほしい。
協働に関すること	・緑のパートナーづくりはぜひ拡大してほしい。 ・若い世代をもっと活動に引き込む施策、協働に参加する市民が増えていくような施策が必要。 ・地権者との積極的な話し合いなど、緑地保全における市民との協働に努めてほしい。 ・協働を更に推進していくため、人づくり、規制緩和等を検討してほしい。 ・子どもへの環境学習、学校・教育委員会との連携は重要である。 ・事業所内緑地を活用した環境学習の推進に向け、みどりの事業所推進協議会を活用して市や他企業との連携を進めてほしい。 ・地域の緑や水の環境、協働の取組に関する情報発信を進めてほしい。
緑の保全、育成、創出に関すること	・地球温暖化防止の観点からの緑化、公園整備について言及してほしい。 ・緑の面積だけでなく、生物多様性、市民の憩いの場等、質の確保も重要。 ・緑を実感できる街にしたい。 ・緑の保全、育成、創出を着実に進めてほしい。 ・防災（洪水対策等）の観点に基づく流域単位での広域的な緑地保全の視点が必要。 ・樹林地、山林原野の減少を食い止める保全施策が必要。 ・公園の整備、緑の創出を重視してほしい。 ・緑地保全の拡大を次期計画の重要課題に位置づけてほしい。

	・ 市民や企業等と連携した緑地整備、管理を検討してはどうか。 ・ 相続による緑の減少を防ぐため、相続税減免措置のある制度の周知、所有者との信頼関係の構築に努めてほしい。 ・ 開発行為によって緑の減少が進まないよう努力してほしい。 ・ 多摩川の資源を活かすために、多摩川沿いの道路の渡りにくさを改善してほしい。 ・ 公園の防災機能を強化、充実を検討してほしい。 ・ 1人あたり公園面積を増やすための方策が必要。 ・ 公園へのトイレの設置、ベンチや芝生の整備、高齢化への配慮、防災・防犯対策等を進めてほしい。 ・ 農地を減少させないための施策を強化してほしい。 ・ ニヶ領用水の活用、暗渠化された河川の復活等、河川環境の保全・再生を進めてほしい。 ・ 緑地や道路植栽の維持管理を適切にしてほしい。 ・ 緑に関する施策が多彩になった反面、緑地保全が弱体化しているように見える。緑地保全をもっと重視してほしい。
緑のマネジメントに関すること	・ 緑の活用の視点は重要である。 ・ 「グリーンマネジメント」の意味がわかりづらい。 ・ 公園でボール遊びができるようになるとうい。 ・ ボランティアが利用できる会議室、チラシ作成等の作業ができる場を設けてほしい。 ・ 一部の市民やグループだけでなく、子どもから高齢者まで幅広い市民が集まれる公園にしていくことが重要。 ・ 他都市からも魅力的に見える公園のイベントやカフェがあるとよい。 ・ 地域等と協力して公園の活性化につながるイベントやお祭りなどを行うと同時に、維持管理費に充てることを前提とした収益活動を認めるなどの仕組みづくりも必要。 ・ 臨海部の緑地創出について、事業所の負担にならない方策を検討してほしい。 ・ 臨海地区の緑化推進を計画的に実行してほしい。
グリーンデザインセンターに関すること	・ 公園緑地の立地条件、規模、歴史等を踏まえた現実的な提案をしてほしい。 ・ 新しい組織を作るのではなく、既存組織を活用して取り組んでほしい。 ・ グリーンデザインセンターの具体的な内容がわからない。
緑の施策目標に関すること	・ 現行計画が目標とする30%以上の緑の確保を目標とすることを望む。
計画の推進体制に関すること	・ 緑の基本計画をもっと市民、民間企業に周知すべきである。 ・ 行政の横断的な連携を構築することが重要。
その他	・ 具体的な内容に関する説明、意見交換の場を設けてほしい。

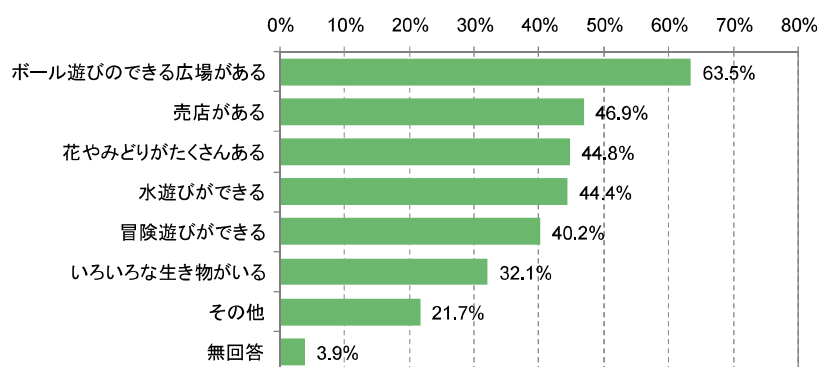
⑩小学生へのアンケート調査

公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28（2016）年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生又は6年生の児童を対象に実施したアンケート調査から、主に次の事項が把握されました。

- 子どもたちは、公園や学校など日常的な行動圏で緑を目にする機会が多く、木や花の量が少ないと感じる割合は低い
- 公園では、おにごっこ、遊具を使った遊び、ボール遊びなど、体を動かす遊びが行われており、行きたい公園の希望についても、「ボール遊びのできる広場がある公園」を筆頭に、「花やみどりがたくさんある」「水遊びができる」「冒険遊びができる」など、緑のある場所で体を動かしたいというニーズが高い



図参-7 身の回りの木・花の量



図参-8 行きたい公園

2 緑の基本計画の改定作業に関する背景

(1) 緑の基本計画改定作業の経過

実施年度	実施日		内容
平成 26 年度	平成 27 年	2 月	活動団体へのアンケート調査 事業所アンケート
平成 27 年度	平成 27 年	4 月 1 日～4 月 22 日 6 月 9 日 6 月 22 日 7 月 13 日 7 月 17 日～8 月 7 日 8 月 20 日～8 月 29 日 9 月 16 日 10 月 20 日～11 月 30 日 10 月 22 日 10 月 28 日 11 月 15 日 11 月 26 日、27 日 12 月 4 日	市民意見募集 第 1 回環境審議会 第 1 回環境審議会緑と公園部会 第 2 回環境審議会緑と公園部会 かわさき市民アンケート かわさきのみどりづくりワークショップ (幸区、中原区、宮前区、麻生区) 第 3 回環境審議会緑と公園部会 市民意見募集 意見交換会(中原区) 第 4 回環境審議会緑と公園部会 意見交換会(多摩区) 子育て世代ヒアリング(幸区、麻生区) 第 5 回環境審議会緑と公園部会
	平成 28 年	1 月 14 日 1 月 22 日 2 月 2 日 2 月 5 日～2 月 29 日 3 月 12 日 3 月～	第 3 回環境審議会 意見交換会(川崎区) 第 6 回環境審議会緑と公園部会 みどりの事業所へのアンケート 意見交換会(高津区) 市民意見募集
平成 28 年度	平成 28 年	～4 月 5 月 16 日 5 月 25 日 6 月 27 日 7 月 25 日 8 月 31 日 10 月 19 日～11 月 18 日 11 月 7 日～11 月 14 日 11 月 11 月 9 日 11 月 22 日	市民意見募集 第 1 回環境審議会緑と公園部会 第 2 回環境審議会緑と公園部会 第 3 回環境審議会緑と公園部会 第 4 回環境審議会緑と公園部会 第 5 回環境審議会緑と公園部会 市民意見募集 改定作業の経過報告会(幸区、中原区、多摩区) 小学生へのアンケート調査 第 2 回環境審議会
	平成 29 年	1 月 10 日 2 月 7 日 3 月 23 日	第 6 回環境審議会緑と公園部会 第 7 回環境審議会緑と公園部会 第 3 回環境審議会 環境審議会からの答申
平成 29 年度	平成 29 年	7 月 18 日 10 月 12 日 11 月 24 日～12 月 25 日	市民勉強会(多摩区) 第 1 回環境審議会緑と公園部会(進捗報告) パブリックコメント

(2) 川崎市環境審議会・緑と公園部会の審議経過

	会議名（開催日）	内容
1	平成 27 年度 第 1 回環境審議会 （平成 27 年 6 月 9 日）	・ 川崎市緑の基本計画の改定について（諮問）
2	平成 27 年度 第 1 回緑と公園部会 （平成 27 年 6 月 22 日）	・ 「川崎市緑の基本計画」改定の流れ ・ これまでの取組の検証について ・ 「強化する視点」について
3	平成 27 年度 第 2 回緑と公園部会 （平成 27 年 7 月 13 日）	・ 「強化する視点」と「将来像・基本方針」
4	平成 27 年度 第 3 回緑と公園部会 （平成 27 年 9 月 6 日）	・ ワークショップの報告 ・ 「プロジェクト」について ・ 「緑の施策目標」について
5	平成 27 年度 第 4 回緑と公園部会 （平成 27 年 10 月 28 日）	・ 「プロジェクト」・「基本施策」について ・ 「緑の施策目標」について
6	平成 27 年度 第 5 回緑と公園部会 （平成 27 年 12 月 4 日）	・ 「プロジェクト」・「基本施策」について ・ 「緑の施策目標」について ・ 環境審議会への経過報告について
7	平成 27 年度 第 3 回環境審議会 （平成 28 年 1 月 14 日）	・ 審議経過の中間報告
8	平成 27 年度 第 6 回緑と公園部会 （平成 28 年 2 月 2 日）	・ リーディング事業 ・ これまでの総括
9	平成 28 年度 第 1 回緑と公園部会 （平成 28 年 5 月 16 日）	・ 「川崎市緑の基本計画」改定の審議状況、今後のスケジュールについて
10	平成 28 年度 第 2 回緑と公園部会 （平成 28 年 5 月 25 日）	・ 川崎市総合計画を反映した方針等の見直しについて ・ 施策の方向性について
11	平成 28 年度 第 3 回緑と公園部会 （平成 28 年 6 月 27 日）	・ 次期「川崎市緑の基本計画」における新たな視点について
12	平成 28 年度 第 4 回緑と公園部会 （平成 28 年 7 月 25 日）	・ 基本施策について ・ 施策目標について
13	平成 28 年度 第 5 回緑と公園部会 （平成 28 年 8 月 31 日）	・ 次期計画の開催について ・ 市民説明会の開催について
14	平成 28 年度 第 2 回環境審議会 （平成 28 年 11 月 9 日）	・ 「川崎市緑の基本計画」改定作業の経過報告会の開催について
15	平成 28 年度 第 6 回緑と公園部会 （平成 28 年 11 月 22 日）	・ 市民意見収集の実施状況について ・ これまでの審議における課題について ・ 答申案について
16	平成 28 年度 第 7 回緑と公園部会 （平成 29 年 1 月 10 日）	・ 答申案について
17	平成 28 年度 第 3 回環境審議会 （平成 29 年 2 月 7 日）	・ 川崎市緑の基本計画の改定について（答申案審議）

※緑と公園部会の正式名称は「環境審議会緑と公園部会」である。

（３）環境審議会緑と公園部会委員名簿

■平成 27 年度（50 音順、敬称略）

氏 名	所 属 等	専門分野等	備考
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	部会長
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
立川 勲	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	副部会長
山村 辰男	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
余郷 昌昭	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	

※任期：平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで（平成 27 年 6 月 9 日時点）

■平成 28 年度（50 音順、敬称略）

氏 名	所 属 等	専門分野等	備考
石井よし子	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	部会長
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
小磯 盟四郎	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	副部会長
森 安男	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	

※任期：平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで（平成 29 年 2 月 7 日時点）

(4) 環境審議会委員名簿

■平成 27 年度（50 音順、敬称略）

氏 名	所 属 等	専門分野等	備考
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学学科教授	環境デザイン	
大迫 政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長	環境工学	
太田 史一	川崎市医師会理事	市民代表	
金崎 明夫	川崎商工会議所議員	市民代表	
金子 大助	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
金子 守正	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
小西 淑人	一般社団法人日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境学・繊維状エアロゾル計測	
坂本 和彦	埼玉大学名誉教授、埼玉県環境科学国際センター総長	大気環境科学	
庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (認定 N P O 法人アクト川崎副理事長)	市民代表	
進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境学・造園学	会長
杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
立川 勲	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	副会長
藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学・公共政策	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター常務理事	廃棄物処理工学	
藤原 俊六郎	明治大学農学部特任教授	土壌肥料・リサイクル	
淵田 孝一	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
三角 治洋	市民公募（公害対策部会）	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	環境エネルギー計画	
山内 昭伍	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
山村 辰男	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
余郷 昌昭	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
吉門 洋	一般財団法人日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期：平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで（平成 27 年 6 月 9 日時点）



■平成 28 年度（50 音順、敬称略）

氏 名	所 属 等	専門分野等	備考
石井 よし子	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
石川 幹子	中央大学理工学部教授	環境デザイン	副会長
大矢 寿郎	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
加治 秀基	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
木下 俊之	川崎市医師会理事	市民代表	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科教授	都市工学	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法	
小磯 盟四郎	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
小西 淑人	一般社団法人 日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理学	
庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター （認定 N P O 法人アクト川崎 副理事長）	市民代表	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
高橋 喜宣	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
田中 充	法政大学社会学部・同大学院政策科学研究科教授	環境学、環境政策論	
寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	
中川 潔	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
名取 好昭	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	会長
藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群（環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学	
藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
藤吉 秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター常務理事	廃棄物処理工学	
藤原 俊六郎	明治大学黒川農場特任教授	土壌肥料・リサイクル	
本江 弘子	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	都市・建築環境計画	
森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
森 安男	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
吉門 洋	一般財団法人 日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期：平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで（平成 29 年 2 月 7 日時点）

(5) 庁内検討会議関係部署

部署名
総務企画局都市政策部企画調整課
総務企画局行政改革マネジメント推進室
総務企画局危機管理室
財政局財政部財政課
財政局資産管理部資産運用課★
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
経済労働局産業振興部工業振興課
経済労働局産業振興部商業振興課★
経済労働局都市農業振興センター農業振興課
経済労働局都市農業振興センター農地課
経済労働局農業技術支援センター
環境局総務部環境調整課
環境局地球環境推進室
環境局環境対策部水質環境課
健康福祉局総務部企画課
こども未来局総務部企画課
まちづくり局総務部企画課
まちづくり局計画部都市計画課
まちづくり局計画部景観担当
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課
まちづくり局指導部宅地企画指導課
建設緑政局総務部企画課
建設緑政局広域道路整備室
建設緑政局緑政部みどりの企画管理課（事務局）
建設緑政局緑政部みどりの協働推進課
建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
建設緑政局緑政部多摩川施策推進課
建設緑政局緑政部霊園事務所
建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園
建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所
建設緑政局等々力緑地再編整備室
建設緑政局道路河川整備部河川課
港湾局港湾経営部経営企画課
港湾局港湾経営部整備計画課
臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
川崎区役所まちづくり推進部企画課
川崎区役所道路公園センター整備課
幸区役所まちづくり推進部企画課
幸区役所道路公園センター整備課
中原区役所まちづくり推進部企画課
中原区役所道路公園センター整備課
高津区役所まちづくり推進部企画課
高津区役所道路公園センター整備課
宮前区役所まちづくり推進部企画課
宮前区役所道路公園センター整備課
多摩区役所まちづくり推進部企画課
多摩区役所道路公園センター整備課
麻生区役所まちづくり推進部企画課
麻生区役所道路公園センター整備課
教育委員会総務部企画課
教育委員会教育環境整備推進室
教育委員会学校教育部指導課

★：民間活力導入検討における臨時メンバー

3 用語集

【あ行】	
IoT (Internet of Things)	モノのインターネットと訳される。さまざまなモノ（物）がインターネットに接続され、相互に情報交換する仕組み。
浮島 1 期地区	新たな埋立て処分地として、川崎区浮島町に都市施設廃棄物を主とした埋め立て処分を行っている地区。一部、新たな緑地の候補地となっている。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園で、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1 箇所あたり 15～75ha を標準として設置する。
円筒分水 (二ヶ領用水久地円筒分水)	二ヶ領用水はかつて、「久地分量樋」により、4 つの堀（川崎堀、根方堀、六ヶ村堀、久地・二子堀）に分水されていたが、水量をめぐる争いが絶えなかった。そこで、分量樋に替えて流量が変わっても正確な分水ができる円筒分水が造られた。国の登録有形文化財（建造物）になっている。
温室効果ガス	太陽光に暖められた地表が放出する赤外線を一酸化炭素などが吸収するため、地表が温室のように保温される現象を起こす気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。
【か行】	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所あたり 0.25ha を標準として設置する。
河港水門	内務省土木技師の金森誠之により設計され、昭和 3 年に完成した多摩川河畔の水門。昭和初期の水門のうち、全国的にみても規模、意匠の点で有数のもので、国の登録有形文化財（建造物）になっている。
風の道	海や山、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導く連続したオープンスペース（開放的な空間）を指す。風の通り道となる空間は、地上付近の都市空間の通風・換気に有効な、河川や緑地、街路、建物の隙間空間の連なりなどがある。
川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎)	建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的にして創設した制度。一定規模を超える建築物の新築等をする際、環境性能を評価し、その結果をホームページなどで公表している。また、一定規模を超える分譲共同住宅については、環境性能を★の数（最高 5 つ、最低 1 つ）で表した標章（ラベル）を販売広告に表示し、環境性能に関する情報を、分譲共同住宅を購入しようとする方に提供している。平成 18（2006）年 10 月から実施している。
川崎市特定工場緑地整備基本方針	川崎市の実情に沿った工場の緑地整備の方針。工場立地法に基づき、生産施設の更新や工場の建て替えを促進するとともに、工場の緑化推進により工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るために定められている。
川崎市みどりの事業所推進協議会	川崎市内に敷地を有する事業所と緑化推進に関する協定を締結し、敷地面積の 10% 以上を緑化することを目標にした協議会。
かわさき農産物ブランド「かわさきそだち」	消費者に高品質で、安心・安全に供給することができる、かわさき生まれの農産物として、かわさき農産物ブランド協議会が選定したもの。
川崎方式	本市で進める、緑地総合評価に基づく 3 段階の樹林地保全施策。樹林地の所有者に対し、保全意識の普及啓発を図るため、樹林地への行為の規制が弱く、解除も可能な「緑地保全協定」等をきっかけとして、恒久的な保全を目的とした「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」への移行を促進するもの。
環境審議会	川崎市の環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するための機関。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

基幹的広域防災拠点	首都圏における広域的・甚大な災害に対して円滑かつ効率的な応急復旧活動の拠点。川崎臨海部の東扇島東公園では災害時の物流のコントロール機能を中心に国の事業として整備が進められている。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所あたり2haを標準として設置する。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グリーンベルト	緑地帯と訳し、環状のほか、放射状あるいは楔状のもの、また市街地内の線状のものまで含めることもある。本計画では、街路樹と一体的に整備された帯状の低木をグリーンベルトとしている。
健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
広域拠点	新総合計画で位置づけられている拠点の一つ。都心や横浜中心部との高い近接性を踏まえて、市外の隣接都市拠点との調和のもとに適切な機能分担を行い、地理的条件や交通機能などを活かしながら、民間活力を中心としてまちづくりを推進する拠点。
工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定めた法律。敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積の合計が3,000㎡以上の工場（特定工場）に対して、緑地の面積は敷地面積の20%以上、緑地と緑地以外の屋外運動場、広場、池、噴水などの環境施設を併せた場合の面積は敷地面積の25%以上の割合としている。川崎市では、地域準則で15%と定めている。
港湾緑地	港湾法に定められた港湾環境整備施設の一つに緑地があり、本計画では港湾緑地と位置づけている。
国連グローバル・コンパクト	国際連合の事務総長が、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムで世界の有力企業に呼びかけたプログラム。世界の有力企業に、国際的に認められている「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」からなる10の原則を遵守し、より良き地球市民をめざしてもらうことを目的としている。
【さ行】	
里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、一般的に、里山は人のかかわりの中で育まれた二次林や竹林を指す。
CSR（Corporate Social Responsibility）	企業の社会的責任と訳される。企業は、自己の利益や株主の利益だけでなく、顧客や従業員、さらには地域住民など、すべての利害関係者の利益を実現することが、社会的な存在意義として求められているという考え方。
CSV（Creating Share Value）	共通価値の創造と訳される。企業が、社会課題等に主体的に取り組み、社会に対して価値を創造することで、経済的な価値（利益）がともに創造されるという考え方。
市街化区域	都市計画法に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。都道府県が定める。
市街化調整区域	都市計画法に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域。都道府県が定める。
指定管理者制度	公共の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
市民ファームিং農園	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が、市民の農体験の場を確保するとともに、「食」と「農」に思いをはせ、農業を理解し支え、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園。川崎市では、かわさき「市民ファームিং農園」開設要綱を平成18（2006）年4月に制定、平成27（2015）年12月に改正している。
市民緑地制度	土地や人工地盤・建築物などの所有者の申出に基づき、地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。



借地公園制度	企業など民間が保有する遊休地等を借地方式により、行政が土地を購入することなく、効率的に都市公園の整備を行う制度。また、借地契約の終了する場合には都市公園の区域の廃止が行えるため、土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくする。
住区基幹公園	都市公園法に基づく都市公園のうち、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
親水空間	河川や湖等において、治水の目的だけでなく水に触れ親しむことができ、生物多様性等に配慮がなされるものとして設置される施設がある区域。
ステークホルダー	元来は経営用語で、企業に対して利害関係を持つ人（社員や消費者や株主だけでなく、地域社会までもを含める場合が多い。）を指すが、本計画では、緑の協働を実現する上で、関係するさまざまな主体を指す。
生産緑地	都市計画法の地域地区の一つであり、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため市町村が指定する。生産緑地に指定すると長期の営農が義務づけられる一方で、税の軽減措置が受けられる。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
総合公園	都市公園;去に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所あたり10～50haを標準として設置する。
総合設計制度	建築基準法による容積率等の特例制度で、容積率及び高さの制限について、統一的な緩和規定を設けることによって、建築敷地の共同化、大規模化により、土地の有効かつ合理的な利用を促進し、公共的なオープンスペースを確保することで、市街地環境の整備改善を目的としている。
【た行】	
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の顔づくりを進めるために、沿川のまちを個性的かつ魅力的にする景観形成のルールを定め、今後の景観まちづくりを図るためのガイドライン。平成20（2008）年3月に策定された。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所あたり4haを標準として設置する。
鶴見川流域水マスタープラン	鶴見川流域で健全な水循環を回復するための取組を、流域の市民、企業、行政が連携して進めていくためのマスタープラン。平成15（2003）年8月に策定、平成27（2015）年12月に改定された。
DID	人口集中地区で1km ² あたり、4000人以上の人口密度となる、人口5000人以上のまとまった地域。
特定工場	工場立地法で位置づけられている、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱の供給業に係る工場や事業所。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区。
都市計画基礎調査	都市計画法により定められた、都市計画区域における都市計画に関する基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査を行っている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。都道府県が定めることとしている。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。
都市林	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として動植物の生息地・生育地である樹林地などの保護を行うことを目的として設置される。

トラスト運動	市民や企業の寄付金などによる土地の買い上げなどにより、緑地や、歴史的建造物等を保全する運動。
【な行】	
ネーミングライツ制度	施設などの名称に、スポンサー企業が社名やブランド名を付ける命名権。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、一体として農業の振興を国することが必要であると認められる地域で、都道府県が指定するものをいう。この地域のうち農用地等として利用されるべき区域が農用地区域として定められ、農業目的以外の土地利用が規制される一方で、農業に関する公共投資が計画的に推進されるものとされている。
【は行】	
パークマネジメント	従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から脱皮し、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する新しい公園整備・管理経営の考え方。
PFI (Private Finance Initiative)	公共が提供してきたサービスや施設建設・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、民間が主体となって事業を進めていく手法。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が島状に上昇する現象。ヒートアイランド対策として工場や家庭からの排熱を減らすことや、緑を増やすこと等が必要とされる。
ヒートアイランド対策大綱	ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめた大綱。平成 16（2004）年に策定、平成 25（2013）年に改定された。
ビオトープ	ドイツ語の生物を意味する bio と場所を示す top を組み合わせた造語で、「自然環境を保全し創造するための基本となる生物空間」という意味で使用されている。
風致公園	都市計画法に基づき、都市における自然のおもむきなどを維持するために指定する地域公園。
ふれあいの森	土地所有者から良好な樹林地を川崎市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然と触れあえる場として市民の利用に供する制度で、緑の保全と活用を図ることを目的としている。
保安林	森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産省大臣又は都道府県知事によって指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。水源かん養保安林、保険保安林など、全部で 17 種類の保安林がある。
保全配慮地区	緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。
保全緑地	特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定、ふれあいの森及び保全樹林などの緑地保全施策の図られている緑地。
保存樹林、保存樹木、保存生垣	川崎市の市街地において貴重な緑を保全するため、社寺林等の保存（保存樹林・300㎡以上）、線的な緑としての生垣の保存（保存生垣・30m 以上）、点的な緑としての樹木の保存（保存樹木・高さ 10m 以上、地上から 1.2m の位置で幹の周囲 1m 以上）について、所有者と締結される制度。
【ま行】	
緑の質	本計画では、緑が持つ、地球温暖化対策や生物多様性の保全といった環境保全機能、レクリエーション機能、景観形成機能、安全安心機能、及びコミュニティ形成や賑わい創出機能と位置づける。
緑のストック	「ストック」は、蓄積されたものという意味で使用されるが、本計画では、施策の講じられている樹林地、農地、河川、運河等の自然的環境資料源を、「緑のストック」として捉えている。



緑の保全地域	川崎市「緑の条例」に基づき、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められ、良好な緑を形成している土地について区域等を指定する制度。
【ら行】	
緑地総合評価	緑地保全施策をより効果的に推進していくために、市域に残された 1,000 ㎡以上の樹林地について、植生など各種のデータを整理・評価し、A・B・C のランクに分け、保全すべき樹林地の優先順位を明らかにするもの。
緑地保全協定	緑地保全事業要綱に基づき、緑地を保全するための川崎市の制度。地権者と緑地保全協定を結び、適正な緑地保全に努めるため、市が管理費の一部を助成している。

川崎市緑の基本計画

発行日：平成 30（2018）年 3 月

問合せ先：川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話番号：044-200-2399（直通）

F A X：044-200-3973

メールアドレス：53mikika@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市